

## 射撃場における環境測定仕様書

### 1 環境測定の実施項目

射撃場における大気中の鉛濃度測定

### 2 業務場所

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 長野県警察学校射撃場  | 長野市松代町西条 3 9 2 9    |
| (2) 長野県上田警察署射撃場 | 上田市天神 3 - 1 5 - 7 4 |
| (3) 長野県茅野警察署射撃場 | 茅野市本町西 9 - 3 9      |

### 3 具体的な測定方法

作業環境測定基準(昭和51年厚生労働省告示第46号)の例により実施してください。

#### (1) 測定器の設置

射撃場内に 7 カ所設置し、鉛濃度の測定を実施してください。

測定器の設置場所は、

- 射撃場中央付近
- バックストップ
- 射撃線付近
- 射撃場内 4 カ所

#### (2) 測定方法及び測定時間等

ア 測定器は、高さ 1 . 2 メートルに設置してください。

イ 測定時間は、1 0 分間とします。

ウ 測定手順

- |                 |                                            |
|-----------------|--------------------------------------------|
| (ア) 射撃開始前       | 1 カ所で測定実施 (射撃場内の中央付近)                      |
| (イ) 射撃終了直後      | 7 カ所で測定実施 (バックストップ、射撃場中央、射撃線付近及び射撃場内 4 カ所) |
| (ウ) 射撃終了後 3 0 分 | 2 カ所で測定実施 (バックストップ及び射撃線付近)                 |
| (エ) 射撃終了後 1 時間  | 2 カ所で測定実施 (バックストップ及び射撃線付近)                 |

### 4 測定結果報告

測定結果は、報告書により履行期限(令和 6 年 2 月 29 日)までに提出してください。